

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立新宿消費生活センター分館における指定管理者制度の導入について
----	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（指定管理者による公の施設の管理）

（担当部課：地域文化部 消費者支援等担当課 消費生活係）

事業の概要

事業名	新宿区立新宿消費生活センター分館における指定管理者制度の導入
担当課	消費者支援等担当課
目的	民間事業者の経営ノウハウや創意工夫を活かした事業展開、ニーズへの対応 柔軟な発想による経費の合理的・効果的運用による経費の縮減
対象者	団体登録を申請した団体の代表者。登録団体の構成員。 利用申請をした個人又は団体の代表者。
事業内容	<p>区民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として、利用しようとする者及び区長が必要と認める者に対して、会議室等の貸出しを行うこと等により、活動の支援を行う。 平成 23 年 10 月に現シルバー人材センター移転後の跡施設に移転する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 団体登録、施設の利用承認、利用の不承認及び利用の取消しに関すること。2 分館を利用する消費者団体の活動支援3 施設を活用して行う、消費生活に関する教育、啓発及び広報活動に関すること。4 受付案内5 施設及び設備の維持管理に関すること。

件名 新宿区立新宿消費生活センター分館における指定管理者制度の導入について

施設の名称	新宿区立新宿消費生活センター分館
施設の所管課	消費者支援等担当課
指定管理者の名称	平成22年第4回区議会定例会で条例改正の後、事業者を公募で決定する。
指定管理者が取扱う個人情報の業務	施設の利用承認者及び施設を活用した事業の利用者に関すること。
指定管理者が取扱う個人情報の項目	氏名・生年月日・住所又は勤務先・電話番号・FAX番号
個人情報項目の記録媒体	紙
指定管理の開始時期及び期限	平成23年10月1日から平成26年3月31日まで(以降5年毎)
指定管理者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。
指定にあたり区が行う情報保護対策	協定書に別紙「特記事項」を付す。

特記事項（指定管理者協定用）

（基本的事項）

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 新宿区情報公開条例第 20 条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

(2) 新宿区個人情報保護条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

（秘密の保持）

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

3 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（適正な管理）

4 乙は、業務に伴い取扱う個人情報について、施設できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（委託の制限）

5 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（個人情報の取扱いに関する苦情への対応）

6 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

（個人情報の引渡義務等）

7 乙は、指定が終了した場合は、当該指定管理業務に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

（業務に関する報告）

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

10 乙は、乙の従業員に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

11 乙は、個人情報の取扱いに関して事故が発生したとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

12 甲は、乙が前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

13 乙は、第 1 項から第 11 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。